

事業用自動車の運転者の健康管理 に関する取組み

平成27年9月17日
自動車局

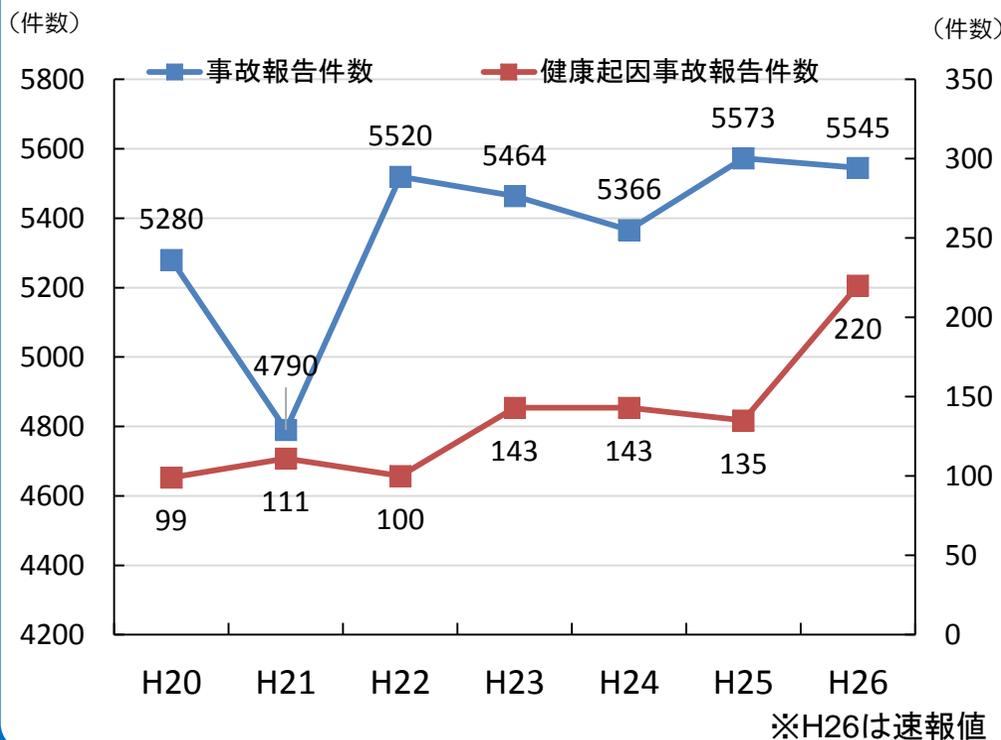
資料2

事故報告件数の推移

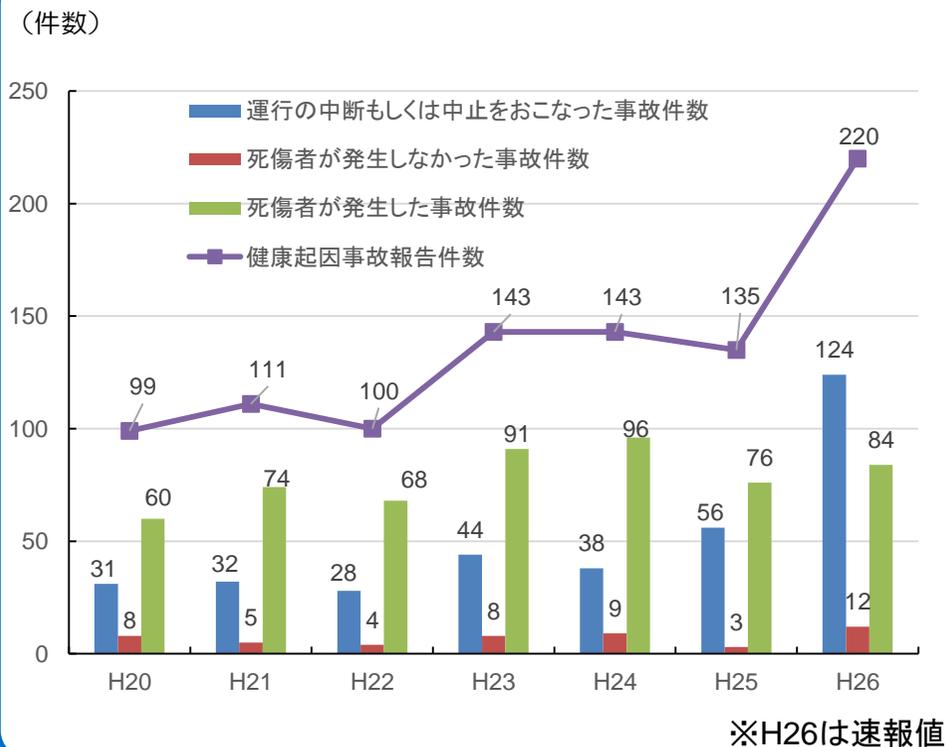
○国土交通省では自動車事故報告規則において、事故又は運行を中断した事案を事故として報告するよう義務付け。平成21年に報告対象の内容を明確化するとともに、報告の徹底を事業者に周知。事故報告規則に基づく報告件数は、近年5000件強で推移。

○健康起因事故とは、運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続できなくなったものをいう(自動車事故報告規則)。健康起因事故に対する事業者の意識の高まり等を反映し、平成26年における報告件数は大幅に増加。

全事故報告件数および健康起因事故件数の推移



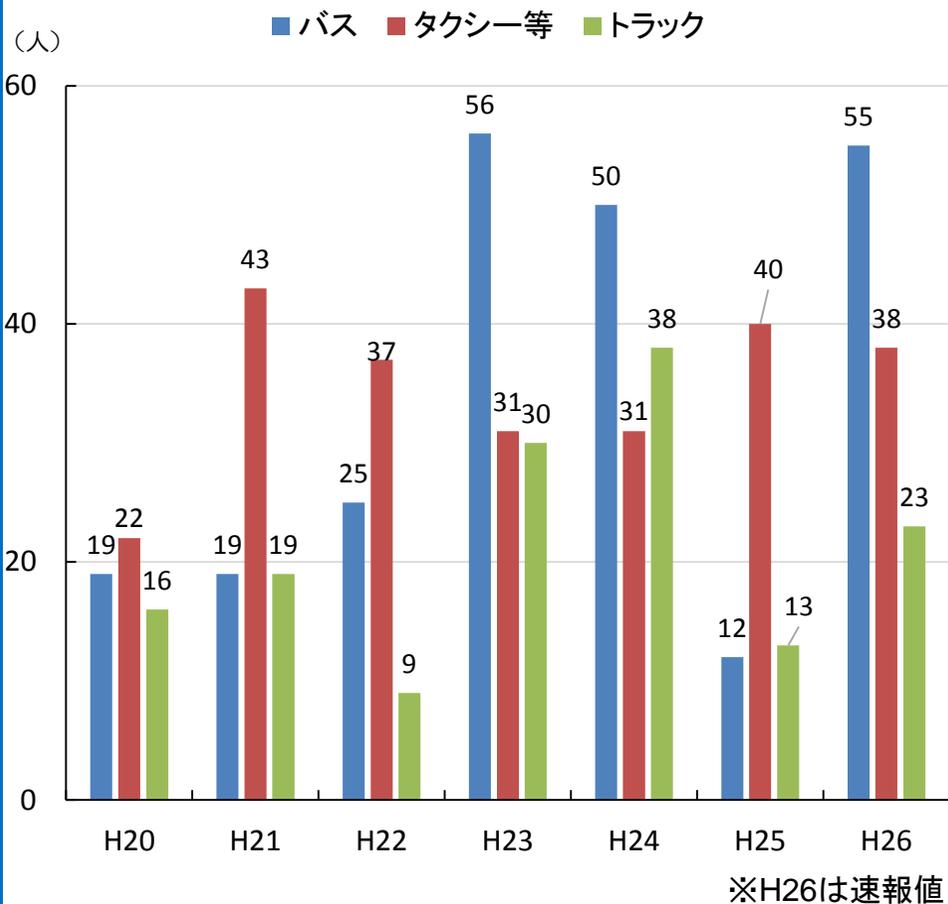
健康起因事故の報告件数の内訳



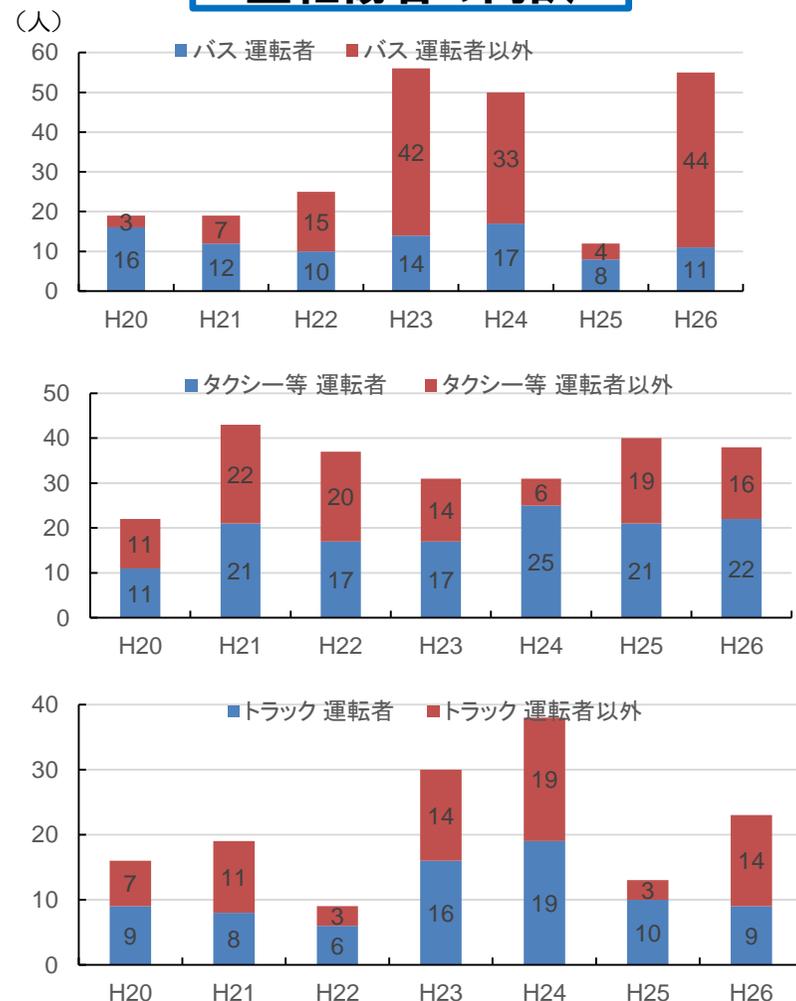
健康起因事故発生状況(重軽傷者)の推移

○バス、タクシー等が、重軽傷者数の中心を占める。
 ○運転者以外(乗客、歩行者等)の重軽傷者も多い。

事業者ごとの重軽傷者の推移



重軽傷者の内訳

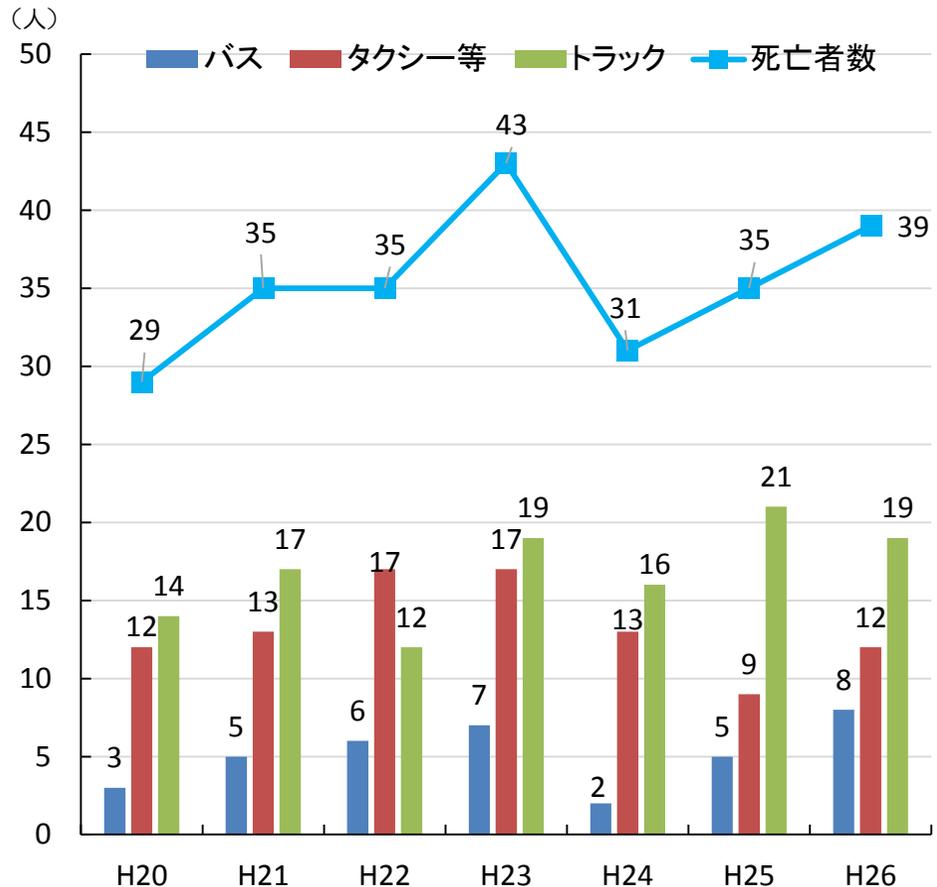


※ 運転者以外とは乗客、歩行者等
 ※ H26は速報値

健康起因事故発生状況(死亡者数)の推移

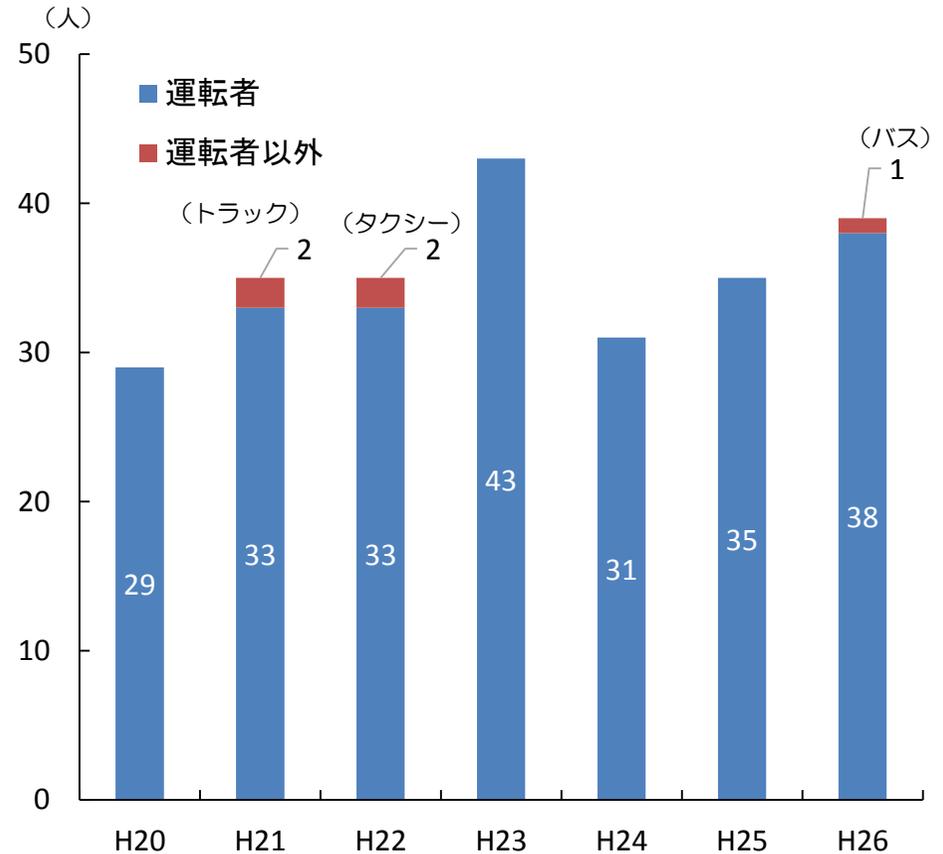
- 死亡者のほとんどが運転者。
- トラックの割合が多い。

事業者ごとの死亡者数の推移



※H26は速報値

死亡者の内訳



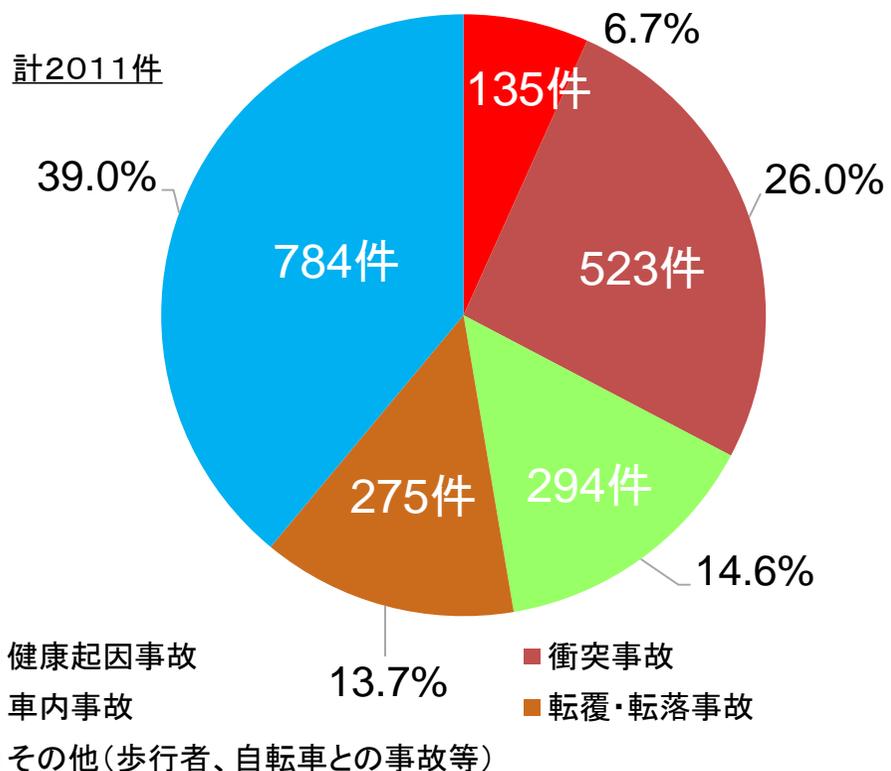
※ 運転者以外とは乗客、歩行者等

※ H26は速報値

○平成25年に国土交通省に報告された事業用自動車の事故件数5573件のうち、車両故障に起因する事故を除いた乗務員に起因する事故の件数は2011件。そのうち健康起因事故は135件、6.7%を占めている。

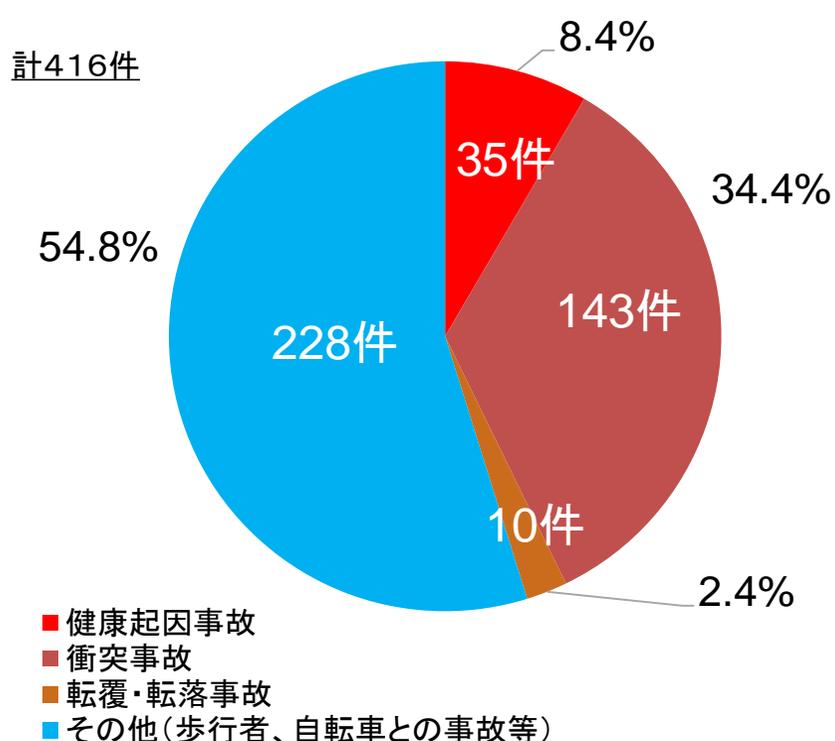
○乗務員に起因する死亡事故は平成25年に416件あり、そのうち健康起因死亡事故は35件、8.4%を占めている。

事業用自動車の乗務員起因事故に占める健康起因事故の割合(平成25年)



※1 出展:国土交通省「自動車運送事業用自動車事故統計年報」より
 ※2 車両故障起因事故を除く

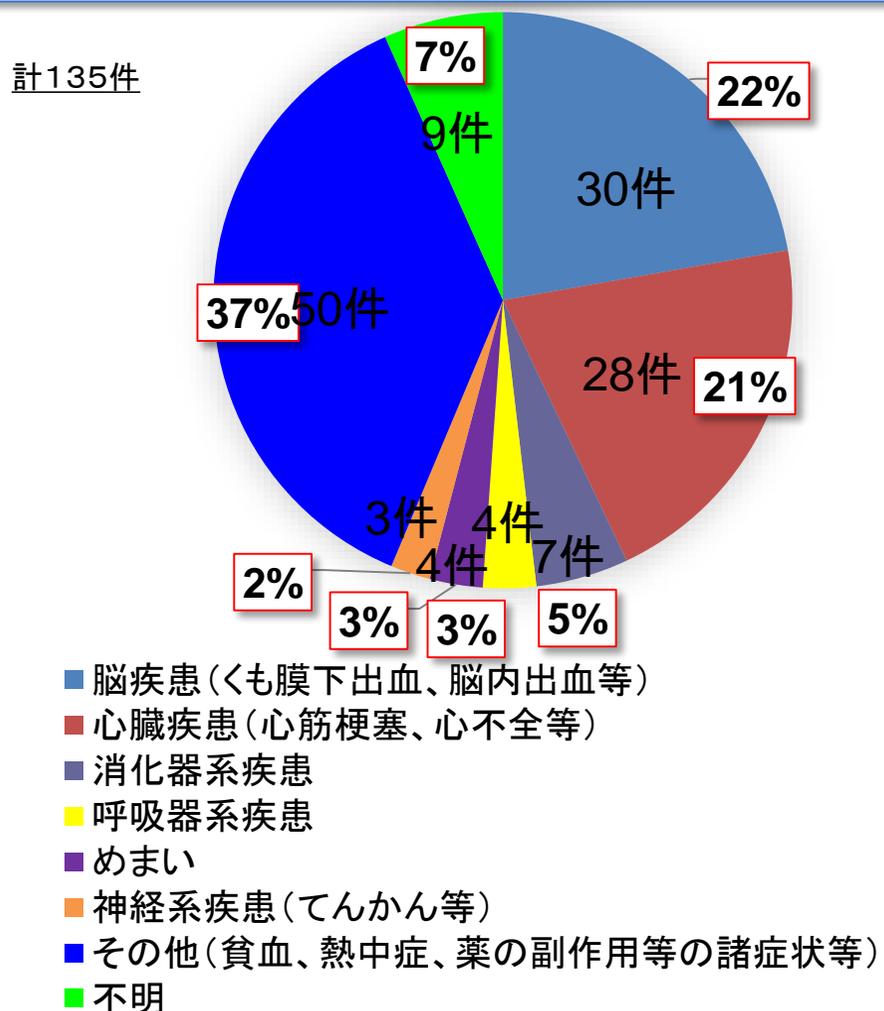
事業用自動車の死亡事故に占める健康起因死亡事故の割合(平成25年)



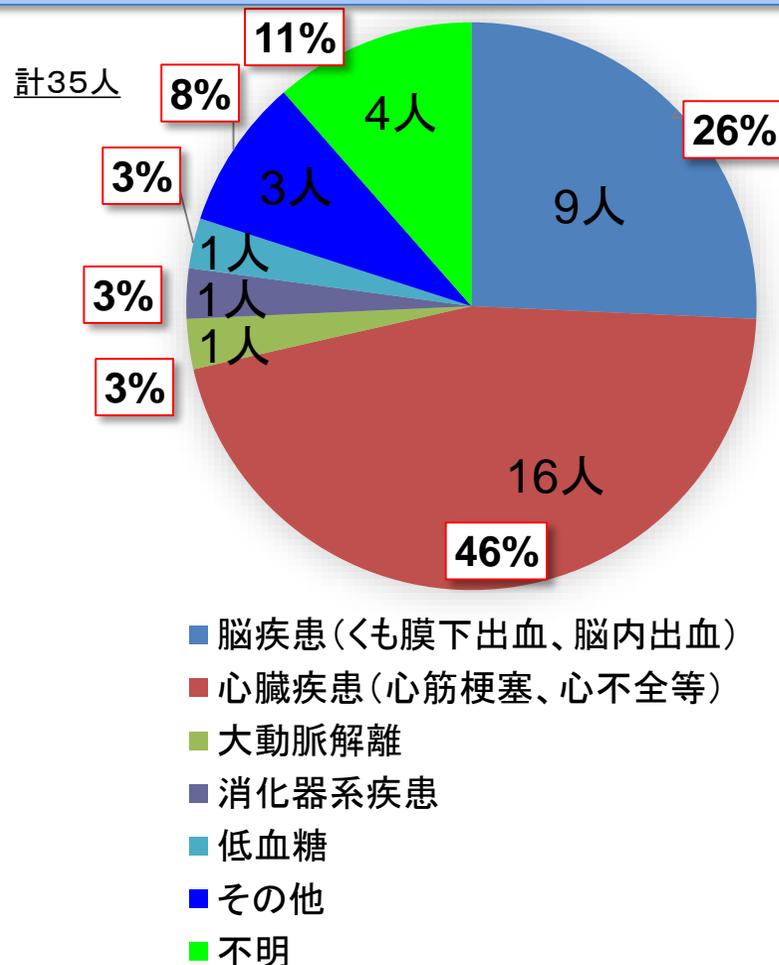
※1 出展:国土交通省「自動車運送事業用自動車事故統計年報」より
 ※2 車両故障起因事故を除く

○健康起因事故135件のうち脳疾患が22%、心臓疾患が21%を占める。
 ○健康起因死亡事故35件のうち脳疾患が26%、心臓疾患が46%を占める。

健康起因事故の疾病別内訳(平成25年)

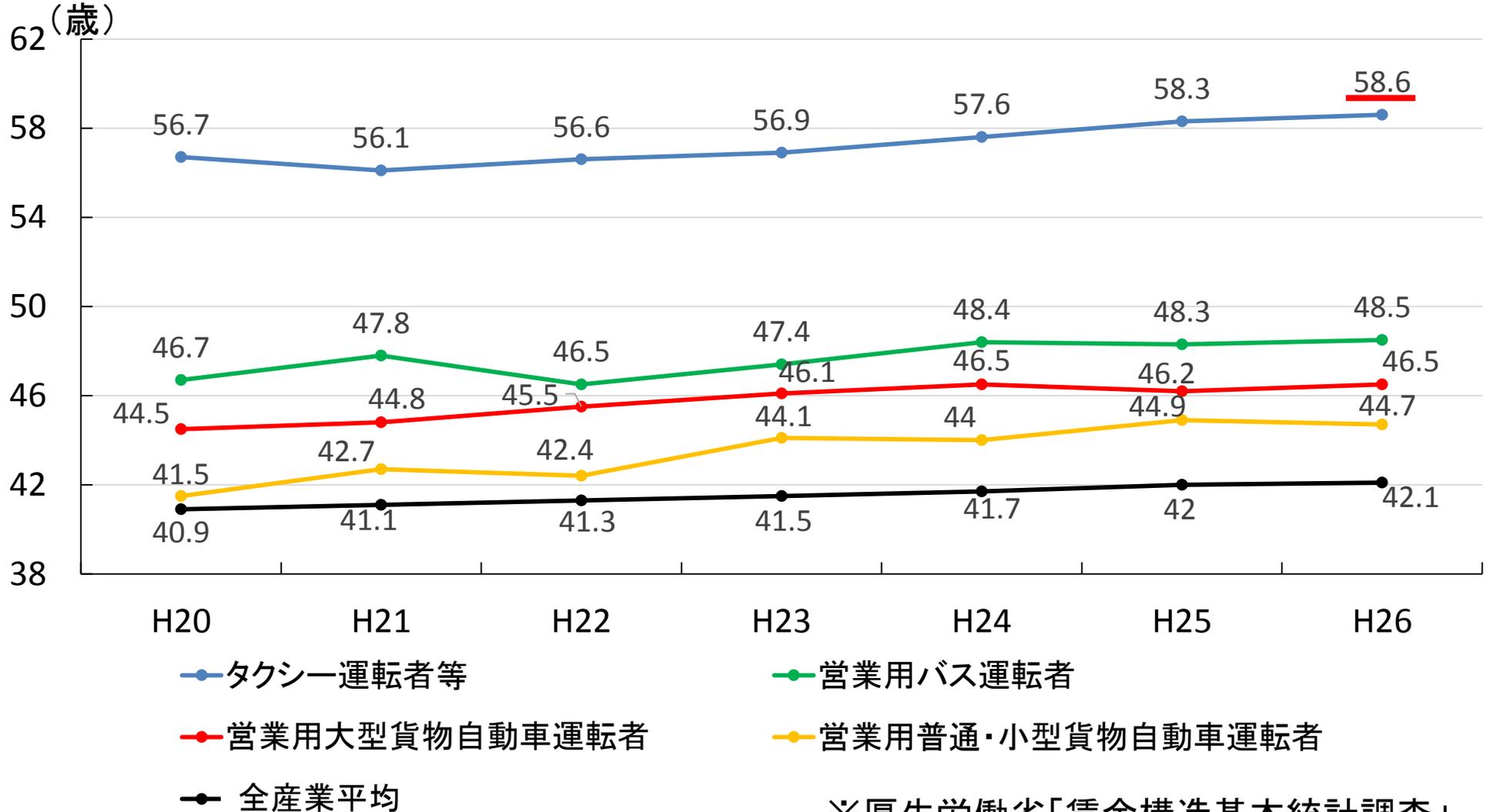


健康起因死亡事故の疾病別内訳(平成25年)



業界別運転者と全産業労働者の平均年齢の推移(男女計)

○平成20年から平成26年までの7年間に於いて全業界で平均年齢は増加傾向。
○運輸業は全産業平均を上回っており、特にタクシー運転者等の平均年齢が顕著に高い。



※厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

事業自動車における運転者の健康管理に関する取り組み

1. 法令上の義務

- (1) 健康診断の義務付け、健康状態の把握、疾病等のある乗務員の乗務禁止
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条、旅客自動車運送事業運輸規則第21条及び第48条 等)

自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握[※](労働安全衛生法に基づく健康診断による把握)に努め、疾病、疲労その他の理由により安全な運転をし、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。

※把握方法：雇入時の健康診断及び1年に1回の定期健康診断

- (2) 運行管理者による点呼実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条、旅客自動車運送事業運輸規則第24条 等)

自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、運行毎に対面により点呼を行い、疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無等について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。

- (3) 運行管理者の講習(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条、旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4 等)

2年に1回の受講を義務付け。健康管理の把握の重要性や法令上の義務についての講習を実施。

2. 健康管理に関するマニュアルの策定・改訂

- (1) 「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」(平成22年7月公表、平成26年4月改訂)

健康状態の把握、点呼時の運行管理者の判断や対処、乗務中の注意事項や対処について、具体的方策を整理したガイドラインを作成し、4つのスクリーニング検査(脳ドック、SASに関する検査、人間ドック、心疾患に関する検査)の受診を推奨。

- (2) 「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル～SAS対策の必要性と活用～」

(平成19年6月公表、平成27年8月改訂)

睡眠時無呼吸症候群(SAS)の早期発見・治療の重要性と注意事項について、関係者の理解を増進。スクリーニング検査の受診及び適切な治療の普及を図る。

3. 事業者による取り組みの支援、推進

OGマーク(貨物自動車運送事業安全性評価事業)及びセーフティバス制度
(貸切バス事業者安全評価委員会)の認定に当たり、健康管理・把握の状況を確認。



航空

- (1) 航空法体系において、航空機に乗り組んで運航業務を行う操縦士等に対し、資格取得時及び半年又は一年に一回、「航空身体検査」(脳疾患、心疾患、睡眠障害等)の受検を義務付け。なお、脳については、脳波検査を初回及び65歳時に、脳MRIを60歳及び65歳時に実施。
- (2) 航空身体検査において、過去の既往歴や心身の異常等が認められた場合、必要に応じて精密検査を実施。航空業務に支障が無いと判定されるまで乗務はできない。

鉄道

- (1) 鉄道営業法体系において、免許取得時及び一年に一回以上「身体機能検査」(視機能、聴力、疾病、身体機能の障害の有無等)の受診を義務付け。
- (2) 睡眠時無呼吸症候群(SAS)については、通達により「簡易なスクリーニング検査を活用してSASの把握について努める」よう指導。

海運

- (1) 船舶職員及び小型船舶操縦者法において、船舶に乗り組んで運航業務を行う海技士に対し、免許取得時及び五年ごとの免許更新時に身体検査(視力、色覚、聴力、疾病、身体機能の障害の有無等)を義務付け。
- (2) 船員法体系において、一年に一回、身体検査(胸部エックス線検査、心電図(35歳以上に限る)等を含む)の受診を義務付け。
- (3) 睡眠時無呼吸症候群(SAS)については、通達によりSAS対策を実施するよう指導。

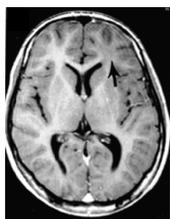
- 事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル(平成26年4月改訂)において、脳・心臓・消化器系疾患や睡眠障害等の主要疾病に関するスクリーニング検査について受診を推奨している。
- また、業界団体においても、脳疾患や心疾患、睡眠時無呼吸症候群(SAS)などの主要疾病のスクリーニング検査の受診に対する補助を実施している。

脳ドック

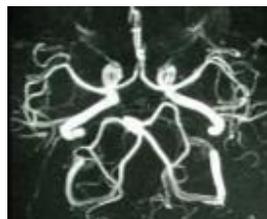
- ◆ MRIやMRA、CTなどの画像検査により、無症候又は未発達の脳血管疾患を発見
- ◆ MRIとMRAの2項目だけを行う簡易検査もある



MRI検査



脳MRI画像



脳MRA画像

人間ドック

- ◆ 生活習慣病の予防や疾病の早期把握などを目的とした総合的な健康診断



SASに関する検査

- ◆ 睡眠時の血中酸素量や呼吸数をモニタリングし、SASの早期発見に寄与する



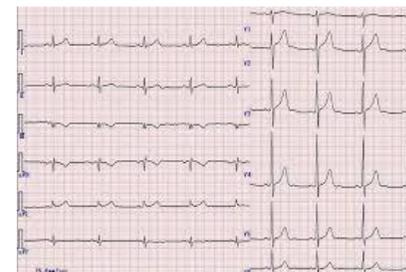
パルスオキシメトリ検査



フローセンサ検査

心疾患に関する検査

- ◆ ホルター心電図検査等を含む必要な心電図検査の受診を推奨



平成28年度予算要求額： 10百万円

【課題】

- スクリーニング検査による健康起因事故の削減効果を検証するため、脳疾患、心臓疾患、S A S等に関する検査について医療関係機関等のデータを取得・分析し、労働者の年齢層が高い等の運送業界特有の健康起因事故の徴候等について精査が必要。
- 運送業界は中小企業が多く、受診コストの負担が普及の障壁になっていると考えられることから、運送業界におけるスクリーニング検査の実施状況を把握した上で、低コストかつ効果的な検査方法の開発普及に努めることが必要。
- さらに、スクリーニング検査普及促進に向けた啓発活動等により、その社会的な認知度や実施の機運向上を図ることが必要。

**【具体的な取組】**

- ✓ スクリーニング検査の先進事例における実施機関・検査方法、事故削減効果の調査。
- ✓ 低コストかつ効果的なスクリーニング検査の分析や実施方法について整理。
- ✓ スクリーニング検査導入に関する各運送事業者の取組の紹介、アンケートやセミナーの実施など、導入促進に向けた啓発活動の実施。

	脳疾患	心疾患	SAS(睡眠障害)
トラック	<ul style="list-style-type: none"> ○埼玉県トラック協会において平成27年度より助成事業を実施。 傘下会員約700人が受診予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ○6県の地方トラック協会において助成事業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○全日本トラック協会において助成事業の実施 (上限半額助成) ○47都道府県の地方トラック協会において助成事業の実施 (半額から全額程度助成)
バス	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都バス協会において平成26年度より助成事業を実施。 ○4県(福島、群馬、神奈川、奈良)のバス協会において平成27年度より助成事業を実施予定。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ○33道府県の地方バス協会において助成事業を実施 (半額から全額程度助成) ○NPO法人睡眠健康研究所による無償検査の実施(埼玉、東京、神奈川)
タクシー	<ul style="list-style-type: none"> ○日個連東京都営業協同組合において助成事業を実施。 (60歳以上5000円助成) ○東京都個人タクシー協同組合傘下会員において今後100人程度予定 	—	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都個人タクシー共同組合において実施 (平成26年4940円助成)